

令和5年第5回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和5年8月28日(月)午前8時58分
  - 2 開催場所 三種町役場 第2会議室
  - 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、加賀谷 得子、飯塚 巧作
  - 4 欠席者 なし
  - 5 事務局 書記長 工藤 一嗣  
書記 石井 忍、宮田 孝志郎、三浦 徹斗
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
- 議案第36号 選挙人名簿の調整について(選挙時)
  - 報告第16号 登録の移替えをした者について(選挙時)
  - 議案第37号 選挙長及びその職務代理者の選任について(財産区)
  - 議案第38号 選挙長の執務場所を定めることについて(財産区)
  - 議案第39号 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任について(財産区)
  - 議案第40号 期日前投票立会人の選任について(財産区)
  - 議案第41号 投票管理者及びその職務代理者の選任について(財産区)
  - 議案第42号 投票立会人の選任について(財産区)
  - 議案第43号 選挙運動費用の支出制限額について(財産区)
  - 議案第44号 委員長の専決処分事項の指定について(財産区)

午前8時58分

工藤書記長 それでは令和5年第5回三種町選挙管理委員会を開会いたします。開会に当たりまして嶋田委員長からご挨拶をいただきまして、その後の進行の方もよろしくお願ひします。

嶋田委員長 おはようございます。非常に暑い日がずっと続いてまして、皆さんバテ気味なんじゃないかなと思っておりますけれども、農業関係も稲作・畑作ともしばらく雨が降らず大変な所もあるようで心配している所です。

本日は、下岩川財産区議会議員一般選挙関係の議案となりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

そうすれば案件に入りたいと思いますが、その前に議事録署名委員の指名ということで、加賀谷委員と飯塚委員にお願いいたします。

それでは、案件の議案第36号「選挙人名簿の調整について（選挙時）」、説明をお願いします。

宮田書記

はい。議案第36号ですが、この度の下岩川財産区議会議員一般選挙における選挙人名簿の調製についてお諮りするものでございます。

調製の内容ですが、下岩川財産区議員選挙の選挙権につきましては、三種町議会の議員の選挙権を有する者で、引き続き3カ月以上財産区の区域内に住所を有する者となっております。

また、選挙に用いる選挙人名簿につきましては、財産区議会条例の第6条で「三種町の議会の議員の選挙に用いる選挙人名簿中、区の区域を区域として調製した選挙人名簿」となっていますので、永久選挙人名簿の長面投票区と達子投票区の抄本を元に、これに選挙時登録を加味しまして、選挙人名簿を調製することになっております。

1の新有権者登録から順番にご説明します。財産区の区域内での新有権者登録は6月定時登録後、9月3日までに18歳に達する者が対象で、男1人、女1人、計2人です。

次に2の転入登録ですが、令和5年5月28日以前より財産区の区域に引き続き3カ月以上住所を有する者で、男2人、女2人、計4人です。

よって、3にありますとおり選挙時登録における下岩川地区の登録者総数は、男3人、女3人、合計6人となります。

2頁に移りまして次に抹消ですが、4の死亡抹消につきましては、死亡届が8月27日までの者で、男2人、女3人、合計5人となります。次に5の転出抹消ですが、令和5年4月27日以前に三種町から転出して4カ月を経過した者のうち、財産区の区域内に住所を有していた者で、男2人、女1人、合計3人となります。

従って、6のとおり下岩川地区の抹消者総数は男4人、女4人、合計8人となります。

対象者については、別冊の名簿をご覧ください。新有権者登録は1頁に、転入登録については2頁、さらに死亡抹消は3頁、転出抹消は4頁に記載しております。

説明は以上です。

嶋田委員長　それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認。)

(「特になし。」の声有り。)

ではご意見等無いようですので、議案第36号を原案どおり決定することといたします。

(「はい。」の声有り。)

続きまして、報告第16号「登録の移替えをした者について(選挙時)」、説明をお願いします。

宮田書記　はい、報告第16号ですが、町内転居により財産区の区域内で投票区の移替えを行った者について、報告するものでございます。

前回の選挙管理委員会で8月8日から9月3日まで移替えを延期しておりますので、6月1日から8月7日までに町内転居した方で、なおかつ長面から達子、または達子から長面に投票区を移した方が今回対象となりますが、記載の通り該当する方はいませんでした。

ということで先ほどの議案第36号と報告第16号をふまえ、次の4頁に選挙人名簿登録者数の増減表を掲載しております。

本日の選挙時登録における登録者数は長面486人、達子360人の計846人となっております。

説明は以上です。

嶋田委員長　説明ありましたとおり、増減表のとおりということでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

嶋田委員長　では報告第16号は以上といたします。

続きまして、議案第37号「選挙長及びその職務代理者の選任について(財産区)」、事務局より説明をお願いします。

宮田書記        はい、議案第37号についてご説明致します。下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙長につきましては、公職選挙法第75条の規定により、当該選挙の選挙権を有する者の中から、選挙管理委員会が選任することとなっております。つきまして、選挙長には議案のとおり、「近藤範夫さん」を選任したいと思います。また、選挙長の職務代理人についてですが、選挙長と同様に、当該選挙の選挙権を有する者の中から、「小澤寿昭さん」を選任したいと思います。なおお二人からは内諾をいただいております。

説明は以上です。

嶋田委員長     只今の説明につきまして、ご本人の内諾を得ているということですので、これでよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

はい。ご異議等無いとのことですので、本案は原案どおり決定とさせていただきます。

続きまして、議案第38号「選挙長の執務場所を定めることについて（財産区）」、説明をお願いします。

宮田書記        はい。議案第38号についてご説明致します。

財産区議会議員選挙における選挙長の執務場所と致しまして、告示日8月29日の立候補届の受付につきましては山本地域拠点センター1階洋室、それ以降の事務の執務場所につきましては、役場本庁の選管事務局に定めたいとするものでございます。

説明は以上です。

嶋田委員長     執務場所につきましては、山本拠点センターと選管事務室ということでもよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

ご異議無いようですので、本案を原案どおり決定することと致します。

続きまして、議案第39号「期日前投票管理者及びその職務代理人の選任について（財産区）」、説明をお願いします。

宮田書記　　はい、議案第39号ですが、財産区選挙におきましては、8月30日から9月2日までの4日間、山本支所に期日前投票所を設置致します。その投票管理者について選挙権のある者の中から選任する必要がございますので、議案のとおり選任についてお諮りいたします。なお職務代理者は町職員の中から選任してございます。

説明は以上です。

嶋田委員長　　只今の説明につきまして、職務代理者は職員から選任しているということですが、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

ご異議無いようですので、議案第39号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第40号「期日前投票立会人の選任について（財産区）」、説明をお願いします。

宮田書記　　はい、議案第40号ですが、期日前投票におきましても、期間中、毎日2人ずつ投票立会人を置く必要がございます。立会人につきましても、選挙権を有する者の中から選任する必要がございますので、ご覧の2名の選任についてお諮りいたします。

説明は以上です。

嶋田委員長　　立会人につきましても、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

それでは、議案第40号を原案どおり決定致します。

次に、議案第41号「投票管理者及びその職務代理者の選任について（財産区）」、説明をお願いします。

宮田書記　　はい、議案第41号についてご説明致します。投票管理者及びその職務代理者につきましては、公職選挙法第37条の規定により、選挙権を有する者の中から選任するとなっておりますことから各投票区1名ずつ、ご覧の方を選任したいと考えております。なお職務代理者は町職員の中から選任してございます。

説明は以上です。

嶋田委員長 議案第41号について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

それでは、議案第41号を原案どおり決定致します。

次に、議案第42号「投票立会人の選任について(財産区)」、説明をお願いします。

宮田書記 はい、議案第42号についてご説明致します。投票立会人につきましては、選挙権を有する者の中から、2人以上5人以下で選任するとなっております。このため、各投票区の選挙人の中から2名ずつ、記載の4名の選任につきましてお諮りいたします。

説明は以上です。

嶋田委員長 これにつきましても、投票所の関係であります。皆さん原案どおりでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声あり。)

それでは、議案第42号を原案どおり決定致します。

続きまして、議案第43号「選挙運動費用の支出制限額について(財産区)」説明をお願いします。

宮田書記 はい、議案第43号についてご説明致します。選挙運動費用につきましては、公職選挙法の規定により、一定の制限が設けられております。その額につきましては、当該選挙を管理する選挙管理委員会が公職選挙法に基づいて算定し、選挙期日の告示日にその額を告示することとなっております。

財産区選挙につきましては、記載のとおり、告示日における選挙人名簿登録者総数846人を議員定数6人で割った数に人数割として1,120円を乗じまして、これに固定額90万円を加えて算定することとなっております。計算すると1,057,920円となりますが、100円未満は切上げとなりますので、従いまして制限額は1,058,000円となります。

説明は以上です。

嶋田委員長 はい。そうすれば、制限額1,058,000円で決定したい  
と思います。

続きまして、議案第44号「委員長の専決処分事項の指定につ  
いて（財産区）」説明をお願いします。

宮田書記 はい、議案第44号は、財産区選挙の執行において、委員長の  
専決処分事項を指定することについてお諮りするものです。

専決事項として指定したい事件は、「令和5年9月3日執行の三  
種町下岩川財産区議会議員一般選挙における投票管理者及びその  
職務代理人、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者  
及びその職務代理人並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）  
の選任の変更」です。

本委員会以降、諸事情により投票管理者等の選任を変更する状  
況となった場合、選挙管理委員会を新たに開催し、決定する時間  
的余裕が無いことから、委員長の専決事項とさせていただきたい  
というものです。

説明は以上です。

嶋田委員長 説明があったとおり、何かあった際に選挙管理委員会を開催す  
る余裕が無い場合、委員長専決事項として処理したいということ  
です。よろしいでしょうか。

（「はい。」の声有り。）

それでは原案どおり決定いたします。

本日の案件は以上です。最後に4のその他ですが、先に事務局  
の方から何かありますか。

宮田書記 はい。それでは、今後の日程についてご説明いたします。

（以下、資料に基づき説明）

なお次回9/1の第6回選管についてですが、開催まで日が短  
い事から本日ご案内するという形で、いつものような開催通知は  
発送しない事とさせていただきたいと思います。

今後の日程につきましては、以上でございます。

嶋田委員長 委員の皆さんから、何かございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

特に無いようですので、これで第5回三種町選挙管理委員会を閉会します。本日はお疲れさまでした。

午前9時27分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委員長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_